

愛 知 県
新型インフルエンザ対策
行動計画
改定案

平成 1 7 年 1 2 月

(平成 年 月改定)



《 目 次 》

1	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
	インフルエンザとは	・ ・ ・ ・ 2
2	流行規模及び被害の想定	・ ・ ・ ・ 3
	(1) 患者等の発生想定	・ ・ ・ ・ 3
	(2) 社会的な影響	・ ・ ・ ・ 3
3	対策に関する基本方針	・ ・ ・ ・ 4
	(1) 対策の目的	・ ・ ・ ・ 4
	(2) 基本的考え方	・ ・ ・ ・ 4
	(3) 対策実施上の留意点	・ ・ ・ ・ 5
	(4) 対策推進のための役割分担	・ ・ ・ ・ 5
4	行動計画の主要項目	・ ・ ・ ・ 6
	(1) 実施体制	・ ・ ・ ・ 6
	(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ ・ 6
	(3) 情報提供・共有	・ ・ ・ ・ 7
	(4) 予防・まん延防止	・ ・ ・ ・ 8
	(5) 医療	・ ・ ・ ・ 9
	(6) ワクチン	・ ・ ・ 10
	(7) 社会・経済機能の維持	・ ・ ・ 10
5	発生段階	・ ・ ・ 11

＜各段階における対策＞

未発生期	・ ・ ・ 14
実施体制	・ ・ ・ 14
サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ 15
情報提供・共有	・ ・ ・ 15
予防・まん延防止	・ ・ ・ 16
医療	・ ・ ・ 16
ワクチン	・ ・ ・ 18
社会・経済機能の維持	・ ・ ・ 18

海外発生期 . . . 20

実施体制 . . . 20

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 . . . 20

情報提供・共有 . . . 21

予防・まん延防止 . . . 21

医療 . . . 22

ワクチン . . . 24

社会・経済機能の維持 . . . 24

県内未発生期（国内発生早期以降） . . . 25

実施体制 . . . 25

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 . . . 25

情報提供・共有 . . . 26

予防・まん延防止 . . . 26

医療 . . . 26

ワクチン . . . 27

社会・経済機能の維持 . . . 27

県内発生早期 . . . 29

実施体制 . . . 29

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 . . . 30

情報提供・共有 . . . 30

予防・まん延防止 . . . 31

医療 . . . 32

ワクチン . . . 33

社会・経済機能の維持 . . . 33

県内感染期 . . . 34

実施体制 . . . 34

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 . . . 35

情報提供・共有 . . . 35

予防・まん延防止 . . . 35

医療 . . . 36

ワクチン . . . 37

社会・経済機能の維持 . . . 37

小康期	・ ・ ・ 39
実施体制	・ ・ ・ 39
サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ 39
情報提供・共有	・ ・ ・ 39
予防・まん延防止	・ ・ ・ 40
医療	・ ・ ・ 40
ワクチン	・ ・ ・ 40
社会・経済機能の維持	・ ・ ・ 40

（別添）

国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策	・ ・ ・ 別1
実施体制	・ ・ ・ 別1
サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ 別1
情報提供・共有	・ ・ ・ 別1
予防・まん延防止	・ ・ ・ 別1
＜家きん等への防疫対策＞	・ ・ ・ 別2
医療	・ ・ ・ 別3

愛知県新型インフルエンザ対策行動計画

1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

20 世紀に人類は 3 回の新型インフルエンザの大流行を経験しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱などが記録されている。特に、1918 年（大正 7 年）に発生したスペインインフルエンザの大流行では、世界中で約 4 千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約 39 万人が死亡したとされている。

流行年	通称	推計死亡者数（世界）
1918 年 （大正 7 年）	スペインインフルエンザ	約 4000 万人
1957 年 （昭和 32 年）	アジアインフルエンザ	約 200 万人
1968 年 （昭和 43 年）	香港インフルエンザ	約 100 万人

近年、東南アジアなどを中心に、鳥の間で H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異すること等により、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して、強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

本県においては、2005 年（平成 17 年）12 月 19 日に、知事を本部長とする「愛知県新型インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、県における新型インフルエンザ対策の方針を示す「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、科学的な知見の蓄積等を踏まえ、数次にわたり、本県の行動計画を改定してきたが、2009 年（平成 21 年）2 月 17 日に、国の行動計画が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」の一部改正や科学的な知見の蓄積により、大幅に改定されたことから、国との対策の連携強化を図るため、2009 年（平成 21 年）5 月に暫定的な改正を行った。

さらに、新型インフルエンザ発生時においても、県が必要な業務を維持できるようにするため、2010 年（平成 22 年）11 月に、発生時の業務継続上の基本的事項を定めた「愛知県庁業務継続計画 [新型インフルエンザ対応編]」を策定、公表した。なお、この業務継続計画は、2011 年（平成 23 年）3 月に、適用範囲を地方機関まで拡大している。

2009 年（平成 21 年）4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、日本でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.15（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

他方で、病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備え、対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

このため、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、国の行動計画の改定に合わせて、県行動計画の改定を行うこととしたものである。

(本行動計画は、新型インフルエンザを対象としたものであり、県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応については、別添「県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合等の対策」を参照)

インフルエンザとは

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間(潜伏期間)は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある(不顕性感染)。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

本行動計画における「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づく「新型インフルエンザ等感染症」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

人が鳥インフルエンザ(H5N1)を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性

を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられた。

2011年（平成23年）3月に厚生労働大臣は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ (A/H1N1) については、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」とされた。

2 流行規模及び被害の想定

(1) 患者等の発生想定

本県は、名古屋市を始めとする大都市部とともに、主に三河山間部を中心とする人口の少ない地区を抱えている。新型インフルエンザの感染を考えると、人口の集中度及び人の交流の多少などがバラエティーに富み、全国のほぼ平均であると考えられる。また、2009年（平成21年）の新型インフルエンザ発生にあたって、感染症発生動向調査に基づいて新型インフルエンザ罹患患者数を推計したところ、本県は全国と同様の傾向を示した。これらのことから、国の想定した罹患率や致死率等を本県（平成22年10月現在の本県の人口約741万人は、全国1億2,806万人の約5.8%）に当てはめることで、本県の被害想定を行った。

ただし、前述のように、本県では地区により、感染の機会となる人との接触度合いが大きく異なることを常に念頭に置かなければならない。

○医療機関を受診する患者数（人口の25%が罹患すると想定）
約145万人（上限値）

○入院患者及び死亡者数（上限）

- ・病原性中等度 入院患者 約3.1万人
死亡者 約9千9百人
- ・病原性重度 入院患者 約11万6千人
死亡者 約3万7千人

※ 中等度の場合での1日当たりの最大入院患者数は、約5,900人（流行発生から5週目）、重度の場合には、約23,100人と推定される。

なお、これらの推計の基となる国の想定については、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については推計の前提とはしていないことに留意する必要がある。

(2) 社会的な影響

新型インフルエンザが県内で発生した場合、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。また、一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。さらに、県民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

3 対策に関する基本方針

(1) 対策の目的

新型インフルエンザについては、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。さらに、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、日本及び本県への侵入も避けられないものと考えられる。

このため、本県においては、県民の健康・生活を守るため、新型インフルエンザ対策を県政における重要課題のひとつに位置づけ、以下の2点を目的として全庁的な対策を講じていく。

目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に抑えること

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

目的2 社会・経済の破綻を防止すること

- ・地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の実施等により、国民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

(2) 基本的考え方

本県は、国際空港、新幹線、各種高速道路など交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザが発生した場合、日本への侵入が本県から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で本県内に侵入することが十分に予想される。

このため、発生・流行時に想定される状況を常に念頭におき、本県の行動計画をあらかじめ策定しておかなければならない。また、関係機関等と事前に調整を行うとともに、関係者に行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要がある。

本行動計画は、県としての新型インフルエンザ対策の方針を示すものであり、実際の対応については各種マニュアル等を定めるなどして、より具体的な施策を講じていくものとする。

また、県内の政令市とは十分な情報共有と連携を図り、発生時の対応等が円滑に行えるよう準備しておく必要がある。

さらに、市町村、医療機関、企業、学校、福祉施設、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、業務継続計画やマニュアル等を定めるなどして、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが必要である。

また、新型インフルエンザの発生時に県民、事業所等が冷静に対応することが重要であることから、県民、事業所等に対して、新型インフルエンザに関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していくことが重要である。

なお、新型インフルエンザのパンデミックは必ずしも完全に予測されたように展開するものではないことが想定されることから、常に行動計画やマニュアル等を見直し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(3) 対策実施上の留意点

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザが発生した際には、県内の発生状況、国からの要請内容、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、対策を選択し実施する。

また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、対策の変更、必要性の低下した対策の縮小・中止などの見直しを行うこととする。

(4) 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

1 県
<p>新型インフルエンザ発生前は、行動計画等を踏まえ、医療の確保等の自らが実施主体となる対策に関し、県としての行動計画を作成するなど新型インフルエンザの発生に備えた準備を推進する。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、地域の実情に応じて判断を行い、国と緊密な連携を図りつつ、対策を強力に推進する。</p> <p>県は、感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。</p>
2 市町村
<p>新型インフルエンザ発生前は、行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の自らが実施主体となる対策に関し、それぞれの地域の実情に応じた計画を作成するなど新型インフルエンザの発生に備えた準備を推進する。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、県等と連携し、対策を強力に推進する。</p> <p>市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p> <p>なお、保健所を設置する市（名古屋市及び中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市））については、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、県に準じた役割を果たすことが求められる。</p>
3 医療機関
<p>新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザの発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザの発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進める。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>

4 社会機能の維持に関わる事業者
<p>医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザの発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</p>
5 一般の事業者
<p>一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが求められる。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。</p>
6 個人
<p>新型インフルエンザの発生前は、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>

4 行動計画の主要項目

本県における行動計画は、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) ワクチン」「(7) 社会・経済機能の維持」の7項目に分けて立案する。各項目に含まれる主な内容を以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ対策においては、県民の健康と生活を守るため、全庁が一丸となった対応が必要不可欠である。

このため、知事を本部長として、県の全部局を構成員とする「愛知県新型インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、対策本部を中心として、専門家の意見を踏まえつつ、各部局が連携し、それぞれの対策を推進していく。

また、出現した新型インフルエンザウイルスによっては、短時間で感染が拡大することも想定されることから、発生前から迅速な対応が可能になるよう体制を整備していく。その際には、業務継続計画に基づく重要業務を継続する体制も整えておく。

加えて、国、名古屋検疫所、市町村等の行政機関や各種関係機関等と連携を密にし、相互に協力して対策を実施する。

(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

新型インフルエンザ対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、

国と連携を図りつつ、サーベイランス等により新型インフルエンザの患者発生等の情報を収集し、必要な判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元、必要に応じて公開することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。なお、情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意することとする。

未発生期の段階においては、国等から提供される新型インフルエンザ発生等に関する情報に留意すること、海外発生期においては、県内での発生をいち早く探知すること、国内発生後の県内での患者未発生期においては、県内発生 of 早期探知に加えて、国内の発生状況に関する情報を迅速に入手すること、そして、県内での患者発生以降においては、強力な感染拡大防止策を実施するため、県内及び国内の発生状況を速やかに把握することが重要である。

具体的には、未発生期の段階から、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、国と連携を図り、以下の事項について常時サーベイランスを実施する。

- ・ 県内の流行状況（国内の発生状況については、国から還元される情報により把握する。）
- ・ 入院患者及び死亡者の発生動向
- ・ 流行しているウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）
- ・ 学校等における感染拡大の兆候

海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、国と連携してサーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集を行う。具体的には、平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- ・ 新型インフルエンザ患者を早期に発見するため、患者の全数把握
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握の強化

県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は、患者の全数把握を中止し、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報（国から還元されたものを含む。）は、医療体制の変更の判断等に活用する。また、流行するウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関に提供し診療に役立てる。

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ対策を推進するためには、国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国や県だけでなく、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

新型インフルエンザの発生前は、継続的な情報提供により、新型インフルエンザの発生の可能性について注意を喚起し、新型インフルエンザに関する基本的な情報、発生した場合の対策等に関し周知を図る。

新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

特に、市町村、医師会などの医療関係団体、その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報

共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。さらに、県内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、国との共有に最大限の注意を払う必要がある。

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、県ホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

県民への情報提供に当たっては、特に新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることや個人レベルでの対策が重要であるという認識の共有を発生前から図ることが重要である。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることに留意する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザの感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。こうした感染拡大防止策の効果により医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持することが可能となると期待される。

個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザの病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定する。

実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知することも重要である。

個人レベルでの対策については、手洗い、うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないよう外出を控えたり、マスクの着用といった基本的行動の理解促進を図る。

※咳エチケットとは？

- ・咳・くしゃみが出るときは、他の人にうつさないために、マスクを着用する。
マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- ・鼻汁、痰などを含んだティッシュなどは、すぐにゴミ箱に捨てる。

海外で発生した場合には、国において、入国者の検疫強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化等が行われるが、県は、検疫所からの依頼に基づき、発生国からの帰国者の健康観察を保健所が中心となり実施する。健康観察の結果、発熱等健康状態に異常を確認した場合には、医療機関への入院、接触者の調査等必要な措置を迅速に講じる。

県内で発生した場合には、次のような感染拡大防止対策を実施する。

- ① 患者数が少ない段階では、直ちに患者に対し、入院措置を講じるとともに、抗

インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療を実施する。(患者対策)

濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させる可能性を低減する。(接触者対策)

患者数が増加した段階では、患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。また、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は中止する。

- ② 学校・保育施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけとなる可能性がある。そのため、発生の早期から、必要な場合には、学校・保育施設等の臨時休業を要請するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。(学校・保育施設等の対策)

さらに、発生の早期から、必要な場合には、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場における感染予防策や一部の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。(社会対策)

(5) 医療

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザがまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

新型インフルエンザの県内での発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザの診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザに感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、発生当初は「帰国者・接触者外来」(症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来)を確保して診療を行う。医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

なお、新型インフルエンザの患者は「帰国者・接触者外来」以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、その他の医療機関も含めて、医療機関においては、新型インフルエンザに感染している可能性のある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染対策を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」(発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター)を保健所に設置し、その周知を図る。

県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。これらの医療提供体制については、新型インフルエンザ発生時に混乱が起きないように、広く県民や医療関係者に周知することが重要である。また、各地域において、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるよう体制を整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地区医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

抗インフルエンザウイルス薬については、国からの要請に基づき、備蓄を行うとともに、新型インフルエンザ患者発生時に抗インフルエンザウイルス薬が不足することがないように放出方法等の検討を進める。

また、不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

(6) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、役割が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるものであり、全国民への接種を基本とされている。

プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるものである。日本においては、プレパンデミックワクチン製造に当たって、H5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外のインフルエンザには有効性がなく、また、新型インフルエンザウイルスがH5N1 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、その有効性は不確かである。しかしながら、新型インフルエンザ発生後にパンデミックワクチンが供給されまでの間は、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンの接種を行うことが重要である。

県としては、国の方針に基づき、ワクチン接種が円滑に行われるよう、新型インフルエンザの発生前から、市町村等と協力して、接種体制の構築等を行う。

(7) 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザは、多くの県民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員等の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の県民生活を維持することすらできなくなるおそれがあることから、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の県民生活を維持で

きるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

このため、新型インフルエンザ発生前は、新型インフルエンザ発生を想定した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染予防対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。新型インフルエンザの発生時は、職場における感染予防策を実施し感染拡大の抑制に努めるとともに、事業継続計画を実行し、それに応じた活動を維持する。

5 発生段階

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国の行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの発生段階に分類している。そして、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）が宣言するフェーズを参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。

なお、段階の期間は極めて短くなる可能性があり、また、必ずしも、順を追って進行するとは限らないことに留意が必要である。

<発生段階>

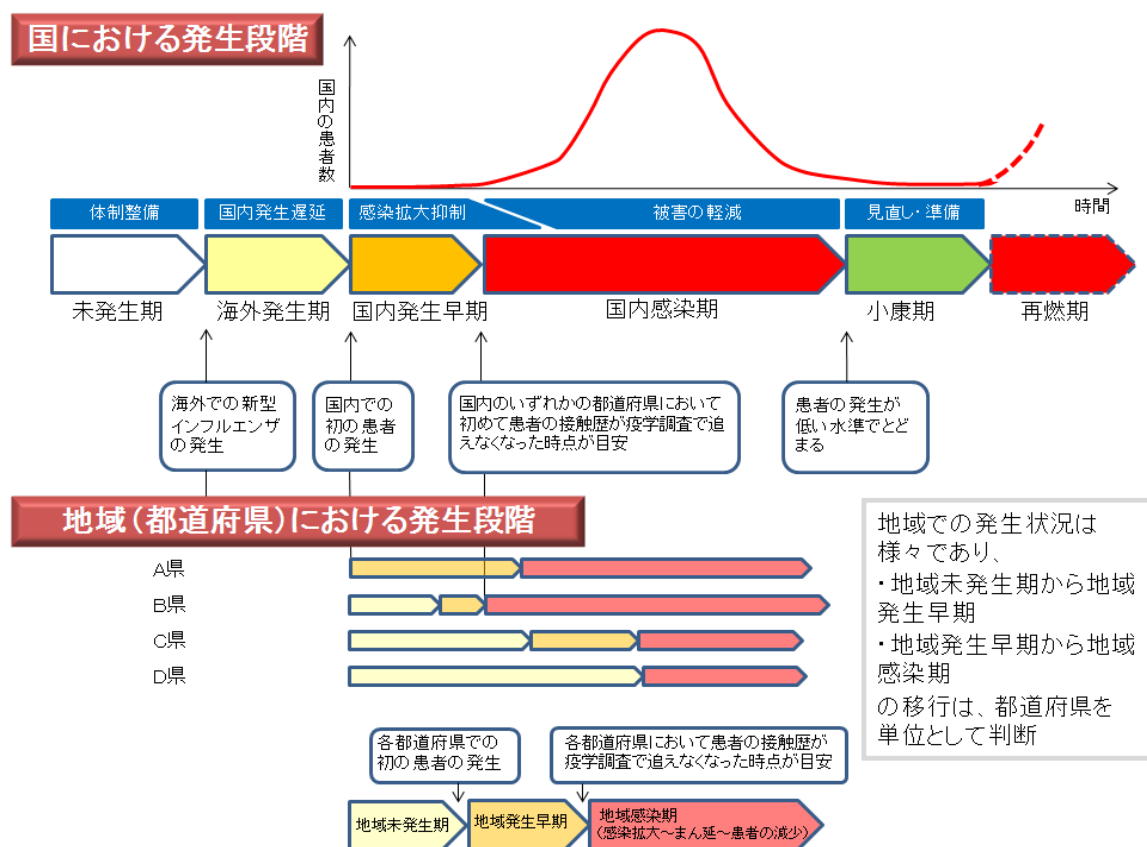
発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生していない状態
		(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態等
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

(参考)

＜国全体の発生段階とWHOのフェーズの対応表＞

国行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断については、国の方針に沿ったものとするとともに、県内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザが発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国等と緊密に連携するとともに、サーベイランスの実施を通じて、早期の情報確認に努める。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、県民への継続的な情報提供を行う。

実施体制

[対策本部の設置]

- 知事を対策本部長とし、全部局を構成員とする「愛知県新型インフルエンザ対策本部」を設置する。(全部局)

[部局間の連携強化]

- 「愛知県新型インフルエンザ対策本部」のもとに、「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会」を設置、開催し、各部局間の認識の共有化を図るとともに連携を強化し、一体となった対策を推進する。(全部局)

[業務継続計画]

- 新型インフルエンザの発生に備え、発生時の業務の継続について検討を進め、愛知県庁業務継続計画（BCP）[新型インフルエンザ対応編]の随時見直しを行う。(全部局)

[マニュアル等の作成]

- 新型インフルエンザの発生に備え、各部局において、必要に応じ、具体的な対応を定めたマニュアル等を作成する。(全部局)

[訓練の実施]

- 新型インフルエンザの発生に備え、具体的な想定に基づく訓練を実施する。(健康福祉部、関係各部局)

[国等との連携]

- 国の実施する研修会等への参加、関係機関等への研修派遣等を行い、人材育成を図るとともに、必要に応じて、市町村、関係機関向けに研修等を行うことで連携を図る。(健康福祉部、関係各部局)

[行動計画の見直し]

- 「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」の随時見直しを行う。(健康福祉部、関係各部署)

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

[情報収集]

- 国等から新型インフルエンザに関する情報を収集する。(健康福祉部)

[インフルエンザに関する通常のサーベイランス]

- 人で毎年冬季流行するインフルエンザ（５類感染症）について、以下の調査を実施する。(健康福祉部)

① 発生動向調査

感染症法に基づき、県内１９５の医療機関（指定届出機関）における患者の発生動向を週ごとに把握する。(インフルエンザ定点調査)

② 入院サーベイランス

感染症法に基づき、県内１４の医療機関（基幹定点医療機関）におけるインフルエンザによる入院患者の発生動向を週ごとに把握する。

③ 病原体サーベイランス

インフルエンザに係る指定届出機関のうち３０施設（中核市内の７施設を含む。）から、検体の提供を受け、ウイルスの分離や亜型の検査等を行う。(病原体定点調査)
また、海外からの帰国者のうち、有症の者について、名古屋検疫所等の協力を得て、ウイルスの検索等を行い、病原体の侵入状況を調査する。(健康福祉部)

④ インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部)

⑤ 抗体保有状況の調査

各年代別の抗体保有状況を確認するため、国の委託を受けて流行予測調査を実施する。(感染症流行予測調査) (健康福祉部)

[調査研究]

- 国立感染症研究所が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等に関する研究を実施する。(健康福祉部)

情報提供・共有

[継続的な情報提供]

- 新型インフルエンザに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、県ホームページ等を利用して、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(健康福祉部、関係各部署)

- 手洗い、うがい、咳エチケット等、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(健康福祉部)

[体制整備]

- 国が行う都道府県等とメールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムの構築に協力する。(健康福祉部、関係各部署)
- 新型インフルエンザの発生段階ごとの県民への情報提供内容や媒体の検討を行う。新型インフルエンザの発生状況等についてメディア等への十分な説明を行うため、広報担当者を置く。(健康福祉部、知事政策局)
- 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。(健康福祉部、知事政策局)
 - ・ 県広報、記者発表
 - ・ 県・市町村・関係機関ホームページ、メディア
 - ・ 関係団体等
- 国の要請を受け、住民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を、県庁及び各保健所等に設置するための準備を進める。(健康福祉部)

予防・まん延防止

[対策実施のための準備]

(個人レベルでの対策の普及)

- 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。(健康福祉部)

(地域・社会レベルでの対策の周知)

- 新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、国内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。(健康福祉部)

(衛生資器材等の供給体制の整備)

- 国が行う、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みの確立に協力する。(健康福祉部)

医 療

[医療体制の確保]

- 国の助言等を受けて、発生時の地域医療体制の確保のため、保健所を中心として、平素から地域の医療関係者との間で、医療提供体制について、協議、確認等を行う。(健康福祉部)
- 原則、二次医療圏を単位として、保健所を中心とし、地区医師会、医療機関、市町村、消防等の関係者からなる会議等を開催し、医療体制の整備を推進する。(健康福祉部、防災局)
- 国の要請を受けて、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準

備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、国の要請を受けて、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。(健康福祉部)

[県内感染期に備えた医療の確保]

- 国の要請を受けて、県内感染期に備え、以下の措置を行う。(健康福祉部)
 - ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。
 - ② 感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（公立病院、日赤病院、済生会病院、国立病院機構、国立大学附属病院、労災病院、厚生連病院等）で入院患者を優先的に受け入れるよう要請する。
 - ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
 - ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。
 - ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
 - ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- 国が検討を進める県内感染期における救急機能を維持するための方策について、消防本部に周知する。また、国の要請を受け消防本部が行う個人防護具の備蓄状況を確認するなど、必要な支援を行う。(防災局)

[医療提供体制の周知]

- 海外発生期に設置する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、また、県内感染期には帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する等の医療提供体制について周知を図る。(健康福祉部)

[ガイドラインの周知、研修]

- 国が作成した診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインを、関係団体を通じるなどして医療機関に周知する。
なお、ガイドラインの変更が行われた場合は、速やかに医療機関に周知する。(健康福祉部)
- 国が行う医療関係者等に対する研修や訓練の開催に協力するとともに、医療関係者等に対して、積極的な参加を要請する。(健康福祉部)

[医療資器材の整備]

- 国の要請を受けて、医療機関における必要な医療資器材、県内感染期の増床の余地に

関して調査を行い、確保に努める。(健康福祉部)

【必要な医療機材の例】

個人保護具（防護服、マスク等）、人工呼吸器、簡易陰圧装置 等

[検査体制の確保]

- 国の要請を受けて、衛生研究所における検査体制を確認し、必要に応じて整備する。(健康福祉部)

[医療機関等への情報提供体制の整備]

- 国が行う、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制の整備に協力する。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄]

- 国の要請を受けて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(健康福祉部)
- 新たな抗インフルエンザウイルス薬について、国の検討結果や要請を踏まえて、備蓄割合を検討する。(健康福祉部)
- 備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の保管は、温度管理などが適切に行われる施設で行うこととし、在庫・保管状況の確認を定期的に行う。(健康福祉部)
- 新型インフルエンザの発生時に予測される抗インフルエンザウイルス薬の放出に備え、医薬品卸売業者等と必要な確認・調整を行う。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- 抗インフルエンザウイルス薬の県内流通状況を把握するとともに、医療機関、薬局、医薬品卸売業者に対して適正流通を要請する。(健康福祉部)

ワクチン

[新型インフルエンザワクチンの接種体制の構築]

(プレパンデミックワクチン)

- 国が行うプレパンデミックワクチンの接種対象者数（医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の数）の把握等について、協力を行う。(健康福祉部、関係部局)
- 国が行う、プレパンデミックワクチン接種の役割分担（実施主体、費用負担等）、接種の枠組の策定などに協力する。(健康福祉部)

(パンデミックワクチン)

- 国が示す接種の具体的なモデル等をもとに、市町村等と協力して、パンデミックワクチンの接種体制を構築する。(健康福祉部、関係部局)
- 国が行う、接種の役割分担、接種の実施基準等の接種の枠組の策定（新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことが基本）に協力する。(健康福祉部)

(情報提供)

- 国が行う新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種

対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報についての提供に協力し、県民の理解促進を図る。（健康福祉部）

社会・経済機能の維持

[事業継続計画の策定促進]

- 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。（関係部局）

[物資供給の要請等]

- 発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対して、国が行う、緊急物資の流通や運送等を実施する体制整備の要請に協力する。（関係部局）

[火葬能力等の把握]

- 国の要請を受けて、市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について調査、把握し、火葬体制の整備について検討を行う。（健康福祉部）

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザが発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：

- 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関して積極的な情報収集に努める。
- 3) 国の指示等に沿って、県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 国からの情報提供等を受けて、県内発生に備えた医療機関への情報提供体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備等、体制整備を急ぐ。

実施体制

[体制の強化]

- 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、知事に報告するとともに、速やかに「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針を確認し、必要な対策を講じる。(全部局)
- WHOがフェーズ4（新型インフルエンザの発生）の宣言を行った場合には、速やかに「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催し、政府の初動の基本的対処方針を確認し、必要な対策を講じるとともに、各省庁の業務継続計画の発動状況を踏まえた上で、「愛知県庁業務継続計画（BCP）[新型インフルエンザ対応編]」を発動する。(全部局)
- WHOがフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府が「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」を開催した場合は、速やかに「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催し、政府の初動の基本的対処方針を確認し、必要な対策を講じるとともに、「愛知県庁業務継続計画（BCP）[新型インフルエンザ対応編]」を発動する。(全部局)
- 新型インフルエンザ対策の方針について、意見、提言を求めるため、必要に応じ、「愛知県新型インフルエンザ専門家会議」を開催する。(健康福祉部)

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

[サーベイランスの強化等]

- 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(健康福祉部)

- 国の方針に従って、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握体制を開始する。(健康福祉部)
- 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部)

情報提供・共有

[情報提供]

- 海外の発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、県民への注意喚起を行う。(健康福祉部、知事政策局、関係各部署)
- メディア等に対し、随時、広報担当者から、海外の発生・対応状況等について情報提供する。(健康福祉部、知事政策局、関係各部署)

[情報収集等]

- 情報収集に努め、得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。(健康福祉部、関係各部署)

[相談窓口の設置]

- 国の要請を受け、住民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を、県庁及び各保健所等に設置し、適切な情報提供に努める。
国から新たにQ & A等が発出された場合は、保健所、市町村等関係機関に速やかに送付する。(健康福祉部、県民生活部、関係各部署)

[情報共有]

- 国のシステムを利用し、国・市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(健康福祉部)

予防・まん延防止

[県内での感染拡大防止策の準備]

- 国の要請を受けて、以下の措置を行う。(健康福祉部)
 - ・ 患者への対応(治療・入院措置等)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。
 - ・ 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

[海外渡航者等への対応]

- 海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対して、適切な渡航情報を提供する。(県民生活部)
- 外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、愛知県登録旅行業者等に対して情報提供を行う。(産業労働部)

- 国からの通知を受けて、学校に対し、発生国への留學生徒がいる場合には感染予防策を講じるよう通知する。また、発生国への児童、生徒等の渡航歴を確認し、渡航歴があった場合には、健康状態を把握するとともに、必要に応じて医療機関への受診を指導する。(教育委員会、県民生活部)
- 検疫所が行う海外への渡航者に対する新型インフルエンザ発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、県ホームページを活用する等して協力する。(健康福祉部)
- 国が行う事業者に対して行う以下の要請について、関係団体等を通じるなどして、事業者にも周知する。(関係各部署)
 - ① 発生国への出張を避けること
 - ② 海外駐在員や海外出張者がいる場合は速やかに帰国させること

[同乗者及び発生国からの入国者への健康監視]

- 検疫所から新型インフルエンザに感染している可能性がある者の同乗者及び発生国からの入国者について、感染症法に基づき通知があった場合には、必要な健康監視を行う。(健康福祉部)
- 健康監視中に健康状態に異状を生じた者を確認したときには、直ちに国に報告する。(健康福祉部)

[県営名古屋空港での対応]

- 県営名古屋空港における検疫所の対応を確認し、運航事業者等へ必要な情報を提供する。(地域振興部)

[検疫体制の強化に伴う警戒活動]

- 検疫の強化に伴い、中部国際空港等及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

[密入国者対策]

- 感染者の密入国を防止するため、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動を強化する。(警察本部)

[社会活動の制限]

- 県民・事業者等に対して、県内発生早期に要請する外出、集会等の自粛、学校等の臨時休業、事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知する。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部、産業労働部、地域振興部、関係各部署)

医 療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- 国が定める症例定義については、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、症例定義の設定、変更時に遅滞なく、また確実にその内容を周知する。(健康福祉部)

[医療体制の整備]

- 国の要請を受けて、以下の措置を行う。(健康福祉部)
 - ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる医療機関に対して、帰国者・接触者外来の設置を要請する。
 - ② 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう要請する。
 - ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
 - ④ 新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行い(必要に応じて国立感染症研究所に検体等送付の上)、確定診断を行う。

[帰国者・接触者相談センターの設置等]

- 国の要請を受けて、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉部)

[医療機関等への情報提供]

- 国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の提供に協力する。(健康福祉部)

[検査体制の整備]

- 国からの技術的支援を受けて、衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査等の体制を整備する。(健康福祉部)

[救急隊員の感染防止対策]

- 各消防本部に対して、感染防護具の確認等を行うよう要請する。(防災局)

[感染性廃棄物の適正処理等]

- 感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、市町村や、廃棄物処理業者、関係団体に対して、周知・指導を行う。(環境部、健康福祉部、関係各部署)

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等]

- 県の抗インフルエンザウイルス薬の確保状況を国に報告するとともに、今後予想される放出に備え、医薬品卸売業者等と必要な確認を行う。(健康福祉部)
- 国の要請を受けて、必要な場合には県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者に対し、必要に応じて、予防投与を実施、又は実施するよう医療機関等に対し要請する。(健康福祉部)
- 国の行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。(健康福祉部)

ワクチン

[接種体制]

(プレパンデミックワクチン)

- 国が実施するプレパンデミックワクチンの接種に協力する。(健康福祉部、関係部局)

(パンデミックワクチン)

- 国の要請を受けて、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の準備を進める、又は準備を進めるよう市町村等に要請する。(健康福祉部)
- 国の指示等を受けて、パンデミックワクチンの供給が開始され次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する、又はそれらを市町村等に求める。(健康福祉部)

[情報提供]

- 国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。(健康福祉部)

[モニタリング]

- プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングについて、必要な協力を行う。(健康福祉部)

社会・経済機能の維持

[事業者の対応]

- 国が事業者等に要請する、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備について、関係団体を通じるなどして、事業者等に周知する。(関係部局)
- 国が社会機能の維持に関わる事業者等に要請する、事業継続に向けた準備等について、関係団体を通じるなどして、事業者等に周知する。(関係部局)

[食料等生活関連物資の安定供給等]

- 生産から小売にいたる食品関連事業者等に対して、製造・出荷量の確保、流通経路の確保など食料等の安定供給に努めるよう要請する。(農林水産部、関係各部局)

[遺体の火葬・安置]

- 国の要請を受けて、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(健康福祉部、関係各部局)

県内未発生期（国内発生早期以降）

- ・ 国内発生早期又は国内感染期にあるが、県内で新型インフルエンザ患者が発生していない状態

（国内発生早期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

（国内感染期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 県内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。
- 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について、必要な対応を行う。

実施体制

[体制の強化]

- 国内発生早期又は国内感染期において、国が決定した対策の基本方針を踏まえ、必要に応じ「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」又は「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会議」を開催し、県内発生早期又は県内感染期の対策を確認する。(全部局)
- 国の要請を受けて、国内の発生状況に応じて迅速に対応する。(健康福祉部、関係部局)

[専門家会議の開催]

- 新型インフルエンザ対策の方針について、意見、提言を求めるため、必要に応じ「愛知県新型インフルエンザ専門家会議」を開催する。(健康福祉部)

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

[サーベイランスの強化等]

- 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(健康福祉部)
- 引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握体制、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部)
- 国からの国内の発生状況に関する情報の提供を受けて、必要な対策を実施する。(健康福祉部)

情報提供・共有

[情報提供]

- 引き続き、メディア等に対し、随時、広報担当者から、国内外の発生・対応状況等について情報提供する。また、必要に応じて情報提供の時間等を定期化する。情報提供に当たっては、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。（健康福祉部、知事政策局、関係各部署）

[情報共有等]

- 情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。（健康福祉部、関係各部署）
- 県民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて、相談窓口の機能強化を検討する。
国からQ & Aの改訂版等が発出された場合は、保健所、市町村等関係機関に速やかに送付する。（健康福祉部、県民生活部、関係各部署）

予防・まん延防止

[県内での感染拡大防止策の準備]

- 国の要請を受けて、引き続き、以下の措置を行う。（健康福祉部）
 - ・ 患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
 - ・ 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

[海外渡航者等への対応]

- 引き続き、海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対して、適切な渡航情報を提供する。（県民生活部）
- 引き続き、外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、愛知県登録旅行業者等に対して情報提供を行う。（産業労働部）

[同乗者及び発生国からの入国者への健康監視]

- 引き続き、同乗者及び発生国からの入国者への必要な健康監視を継続するが、国による検疫措置の縮小等に伴って、健康監視内容を見直す。（健康福祉部）

医 療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- 国が定める症例定義については、引き続き、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、症例定義の設定、変更時に遅滞なく、また確実にその内容を周知する。（健康福祉部）

[医療体制の整備]

- 国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。(健康福祉部)
- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査等を行い、確定診断を行う。

[感染性廃棄物の適正処理等]

- 引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、市町村や、廃棄物処理業者、関係団体に対して、周知・指導を行う。(環境部、健康福祉部、関係各部署)

[感染性廃棄物の処理業者等に関する情報提供、感染性廃棄物処理の継続の要請等]

- 医療機関から排出された廃棄物の処理が円滑に行われるよう、感染性廃棄物の処理業者等に関する情報提供を行う。感染性廃棄物処理業者及び医療機関等に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を周知徹底するとともに、感染性廃棄物処理業者に対して感染性廃棄物の処理を継続するよう要請する。(環境部、健康福祉部、関係各部署)

[医療機関等への情報提供]

- 引き続き、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の提供に協力する。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬]

- 県の保有する抗インフルエンザウイルス薬について、今後予想される放出に備え、引き続き、医薬品卸売販売業者等と必要な確認を行う。(健康福祉部)
- 国の要請を受けて、必要な場合には県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者に対し、必要に応じて、予防投与を実施、又は実施するよう医療機関等に対し要請する。(健康福祉部)
- 引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。(健康福祉部)

ワクチン

※ 海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

[事業者の対応]

- 国が事業者等に要請する、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化等の準備について、引き続き、関係団体を通じるなどして、事業者等に周知する。(関係各部署)
- 国が社会機能の維持に関わる事業者等に要請する、事業継続に向けた準備等について、

引き続き、関係団体を通じるなどして、事業者へ周知する。(関係部局)

[食料等生活関連物資の安定供給等]

- 生産から小売にいたる食品関連事業者等に対して、製造・出荷量の確保、流通経路の確保など食料等の安定供給に努めるよう、引き続き、要請する。(農林水産部、関係各部局)

県内発生早期

- ・ 県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、県内の全ての患者の接触を疫学調査で追うことができる状態。

国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。

(国内発生早期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(国内感染期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 積極的な感染拡大防止策（患者の入院勧告、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・集会の自粛等）をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。
- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。
- 4) 新型インフルエンザの患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかに、かつ多くの県民に接種する。

実施体制

[体制の強化]

- 患者発生の際に県内事例が国内初発の場合は、国が決定した対策の基本的対処方針を踏まえ、「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催し、県内発生早期における対策等を確認する。（全部局）
- 県内で患者の発生（国内初発以外）が確認された場合は、「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会議」を開催し、必要な対策を講じる。

- 国の要請を受けて、国内の発生状況に応じて迅速に対応する。(健康福祉部、関係部局)

[専門家会議の開催]

- 新型インフルエンザ対策の方針について、意見、提言を求めるため、必要に応じ「愛知県新型インフルエンザ専門家会議」を開催する。(健康福祉部)

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

[サーベイランスの強化等]

- 引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部)
- 国が行う新型インフルエンザ患者の臨床情報の収集に協力する。(健康福祉部)
- 県内感染期への移行の判断が遅滞なく行われるように、県内の発生状況の情報収集に努める。(健康福祉部、関係各部局)

[発生対応]

- 県内で新型インフルエンザ患者が発生した場合には、直ちに国に報告するとともに、積極的疫学調査については、国と十分に連携を図りつつ実施する。(健康福祉部)
- 患者等の発生した場合の積極的疫学調査について、国から専門家チームが派遣された場合は、協力して調査を実施する。(健康福祉部)

情報提供・共有

[情報提供]

- 引き続き、メディア等に対し、随時、広報担当者から、県内外の発生・対応状況等について情報提供する。また、必要に応じて情報提供の時間等を定期化する。情報提供に当たっては、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(健康福祉部、知事政策局、関係各部局)

[情報共有等]

- 情報収集に努め、得られた情報についてはインターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。(健康福祉部、関係各部局)

[相談窓口の充実・強化]

- 県民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて、相談窓口の機能強化を検討する。
国からQ & Aの改訂版等が発出された場合は、保健所、市町村等関係機関に速やかに送付する。(健康福祉部、県民生活部、関係各部局)

予防・まん延防止

[海外渡航者等への対応]

- 引き続き、海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対して、適切な渡航情報を提供する。(県民生活部)
- 引き続き、外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、愛知県登録旅行業者等に対して情報提供を行う。(産業労働部)

[同乗者及び発生国からの入国者への健康監視]

- 引き続き、同乗者及び発生国からの入国者への必要な健康監視を継続するが、国による検疫措置の縮小等に伴って、健康監視内容を見直す。(健康福祉部)

[県内での感染拡大防止策]

- 国の要請を受けて、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。(健康福祉部)
- 国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(健康福祉部)
- 国の要請を受けて、医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)

[社会活動の制限]

- 国の依頼を受け、又は国から示される学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大防止策の実施に資する目安をもとに、必要な場合には、以下の措置を行う。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部、産業労働部、地域振興部、関係各部署)
 - ① 必要に応じ、県民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。
 - ② 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。
 - ③ 学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。
 - ④ 県民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用・咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。
 - ⑤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小するよう要請する。
 - ⑥ 県内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう必要に応じて協力を要請する。

[地域封じ込め]

- 人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等により交通遮断が比較的容易な離島や山間地域などにおいて、強い病原性を示す新型インフルエンザが国内で初めて発生し、

地域封じ込めに効果があると考えられるなど、一定の状況を満たすと確認され、国が地域封じ込めを実施することとした場合には、市町村とともに国に協力し、地域封じ込めを実施する。(健康福祉部、関係各部署)

医 療

[医療体制の整備]

- 国の要請を受けて、症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。ただし、必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。また、これらの医療提供体制の周知を図る。(健康福祉部)

[患者への対応等]

- 国の要請を受けて、以下の措置を行う。(健康福祉部)
 - ① 新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき入院勧告を行い、必要に応じて感染症指定医療機関等への搬送を行う。
 - ② 必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザのPCR検査を行う。ただし、全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症患者等に限定して行う。
 - ③ 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザ薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、必要に応じて感染指定医療機関等に搬送する。

[救急隊員の感染防止対策]

- 今後の救急搬送の増加に備え、各消防本部に対して、体制を強化し、隊員の感染防護を確実にを行うよう要請する。(防災局)

[感染性廃棄物の適正処理等]

- 引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、市町村や、廃棄物処理業者、関係団体に対して、周知・指導を行う。(環境部、健康福祉部、関係各部署)

[感染性廃棄物の処理業者等に関する情報提供、感染性廃棄物処理の継続の要請等]

- 引き続き、医療機関から排出された廃棄物の処理が円滑に行われるよう、感染性廃棄物の処理業者等に関する情報提供を行う。感染性廃棄物処理業者及び医療機関等に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を周知徹底するとともに、感染性廃棄物処理業者に対して感染性廃棄物の処理を継続するよう要請する。(環境部、健康福祉部、関係各部署)

[医療機関等への情報提供]

- 引き続き、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の提供に協力する。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬]

- 県内感染期に備え、国が行う、各医療機関に対する抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体を通じるなどして、周知徹底を図るとともに、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に対し要請する。(健康福祉部)
- 引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。(健康福祉部)

[医療機関・薬局における警戒活動]

- 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

ワクチン

※ 海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

[事業者の対応]

- 国が事業者に要請する職場における感染予防策や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。(関係各部署)
- 国が社会機能の維持に関わる事業者に要請する事業継続に向けた取組み等について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。(関係各部署)

[食料等生活関連物資の安定供給等]

- 引き続き、生産から小売にいたる食品関連事業者等に対して、製造・出荷量の確保、流通経路の確保など食料等の安定供給に努めるよう要請する。(農林水産部、健康福祉部、関係各部署)

[犯罪の予防・取締り]

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

県内感染期

県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

国内では、国内感染期にある。

（国内感染期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療提供体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- 2) 県内の発生状況等から、本県の実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の国民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの県民に接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、国と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

実施体制

[県内感染期移行の判断]

- 新型インフルエンザ対策本部は、専門家の意見等を踏まえ、新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態等にあると判断した場合は、国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、政府の基本的対処方針を確認し、必要な対策を行う。（全部局）

[専門家会議の開催]

- 新型インフルエンザ対策の方針について、意見、提言を求めるため、必要に応じ「愛

知県新型インフルエンザ専門家会議」を開催する。(健康福祉部)

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

[サーベイランス]

- 新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- 国からの国内の発生状況に関する情報の提供を受けて、必要な対策を実施する。(健康福祉部)

情報提供・共有

[情報提供]

- 引き続き、メディア等に対し、随時、広報担当者から、県内外の発生・対応状況等について情報提供する。情報提供に当たっては、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(健康福祉部、知事政策局、関係各部署)
- 県内感染期への移行については、受診の方法や患者となった場合の対応等の対策の切り替えに関して、分かりやすく、かつ、速やかに県民、関係機関等に周知する。(健康福祉部、知事政策局)
- 県内感染期に移行した時点などにおいて、県民に対して冷静な対応等について呼びかけ等を行う。(健康福祉部、知事政策局)

[情報共有等]

- 市町村等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を引き続き継続し、対策の方針等を伝達するとともに、流行状況等を的確に把握する。(健康福祉部、関係各部署)

[相談窓口の継続]

- 相談窓口を継続するとともに、国からQ & Aの改訂版等が発出された場合は、保健所、市町村等関係機関に速やかに送付する。(健康福祉部、県民生活部、関係各部署)

予防・まん延防止

[県内での感染拡大防止策]

- 国の要請を受けて、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。(健康福祉部)
- 国の要請を受けて、以下の対応を行うこととし、医療機関等に対して周知する。(健康福祉部)
 - ① 患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

を原則として見合わせる。

- ② 患者と同居者に対する予防投与については、継続の有無に係る国の決定に基づき、対応する。
- 国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。(健康福祉部)

[社会活動の制限]

- 国の依頼を受けて、又は、国から示される学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大防止策の実施に資する目安をもとに、必要な場合には、以下の措置を行う。特に、県内感染期であっても、流行が小規模な段階においては、一定期間、県全体で積極的な感染拡大防止策をとる。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部、産業労働部、地域振興部、関係各部署)
 - ① 県民に対し、可能な限り外出を控えるよう引き続き要請する。
 - ② 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう引き続き要請する。
 - ③ 学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう引き続き要請する。
 - ④ 県民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用・咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を引き続き要請する。
 - ⑤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小するよう引き続き要請する。
 - ⑥ 県内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう必要に応じて協力を引き続き要請する。

医 療

[患者への対応等]

- 国の要請を受けて、以下の措置を行う。(健康福祉部)
 - ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。
 - ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
 - ③ 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設の利用を検討する。

- ④ 公共施設を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。
- ⑤ 在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて、国が対応方針を示した時は、関係機関に周知する。
- ⑥ 必要に応じて、国が行う医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認作業に協力するとともに、国と連携し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

[医療機関等への情報提供]

- 引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬の県備蓄分の放出]

- 県内で抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の把握に努め、不足が生じるおそれがある場合には、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を愛知県医薬品卸協同組合を通じて、放出する。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬の国備蓄分の供給依頼]

- 県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を放出した以後、さらに、県内で抗インフルエンザウイルス薬が不足するおそれが生じていることを確認した場合には、国へ供給依頼を行う。(健康福祉部)

[在宅患者への支援]

- 国の要請を受けて、市町村とともに、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉部、関係各部署)

[医療機関・薬局における警戒活動]

- 引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

ワクチン

※ 海外発生期の記載を参照

社会・経済機能の維持

[業務の重点化・継続等]

- 引き続き、国が事業者等に要請する、職場における感染予防策の実施や事業継続に不可欠な重要業務への重点化について、関係団体等を通じるなどして事業者等に周知する。(関係各部署)

- 引き続き、国が社会機能の維持に関わる事業者に要請する、事業継続に向けた取組みについて、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。(関係各部署)
- 必要に応じて、国が行う各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況等の確認作業に協力する。(関係各部署)

[社会的弱者への支援]

- 国の要請を受けて市町村が行う在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等の実施について、市町村に周知する。(健康福祉部、関係各部署)

[遺体の火葬・安置]

- 国の要請を受けて、火葬場の経営者に対して、可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(健康福祉部)
- 国の要請を受けて市町村が行う一時的に遺体を安置する施設等の確保について、市町村に周知する。(健康福祉部、関係各部署)

[犯罪の予防・取締り]

- 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

<p>小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、国の行う第二波の発生の早期探知に協力する。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象にパンデミックワクチンの接種を進める。</p>

実施体制

[対策の見直し]

- 各段階における対策に関する評価、計画の見直しを行う。(全部局)
- 国の行うガイドライン、指針・勧告等の見直しに合わせて、マニュアル等の必要な見直しを行う。(健康福祉部、関係各部署)

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

[サーベイランス]

- インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- 再流行を早期に探知するための、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、教育委員会、県民生活部)

情報提供・共有

[情報提供]

- 流行の第二波に備え、メディア等に対し、広報担当者から適宜、必要な情報を提供する。(健康福祉部、知事政策局、関係各部署)

[情報共有]

- 相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等についてとりまとめ、必要に応じて国に提供することで、共有化を図る。(健康福祉部、関係各部署)

[相談窓口]

- 国の要請を受けて、相談窓口を縮小する。(健康福祉部)

予防・まん延防止

[県内での感染拡大防止策]

- 県内の流行状況、国における検討状況等を踏まえ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛の解除等の目安について、関係機関等に周知する。(健康福祉部、関係部局)

医 療

[医療体制]

- 国の要請を受けて、以下の措置を行う。(健康福祉部)
 - ① 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。
 - ② 不足している医療資器材や医薬品に関して調整を行い、確保に努める。

[抗インフルエンザウイルス薬]

- 国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を関係機関に周知する。(健康福祉部)

ワ ク チ ン

※ 海外発生期の記載を参照

社会・経済機能の維持

[業務の再開]

- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。(関係各部局)
- 国が行う事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。(関係各部局)

国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

実施体制

[体制の強化]

- 県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合は、国が決定した人への感染拡大防止対策に関する措置を踏まえた上で、「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会」の枠組みを利用した関係課による会議を必要に応じて開催し、本県の行う措置等について協議する。(健康福祉部、関係各部署)

サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

[情報収集等]

- 国等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。(健康福祉部、農林水産部)

[鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス]

- 鳥インフルエンザの人への感染について、感染症法に基づく医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

情報提供・共有

- 県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国と連携して、県内の対応状況等について、メディア等へ情報提供を行う。(健康福祉部、知事政策局)
- 海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対して、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況を情報提供する。(県民生活部)
- 外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、愛知県登録旅行業者等に対して情報提供を行う。(産業労働部)

予防・まん延防止

[海外渡航者等への対策]

- 国からの通知を受けて、学校に対し、発生国への留学生徒がいる場合には感染予防策を講じるよう通知する。(教育委員会、県民生活部)

[人への鳥インフルエンザの感染防止策]

一疫学調査、感染防止策一

- 患者等が発生した場合の積極的疫学調査について、国から専門家チームが派遣された場合は、協力して調査を実施する。(健康福祉部)

- 鳥インフルエンザ（H5N1）の患者（疑似症患者を含む。）の接触者に対しては、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導、死亡例が出た場合の対応等必要な措置を講じる。（健康福祉部）
- 家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、感染症法に基づき、発生農場の従事者等接触者に対する積極的疫学調査を実施し、必要な措置を講じる。（健康福祉部）
- 家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、人への感染予防の観点から、発生農場における防疫作業従事者等の健康調査等を実施する。（健康福祉部）
- ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、国と協議の上、健康チェック等を行う。（健康福祉部）

<家きん等への防疫対策>

—サーベイランス—

- 家きんにおけるインフルエンザのモニタリングを実施する。（農林水産部）
- 家きん飼養農家からの異常家きんの早期発見・通報を徹底する。（農林水産部）
- 野鳥について鳥インフルエンザのモニタリングを実施する。（環境部）

—海外渡航者等への対策—

- 養鶏関係者に対し、鳥インフルエンザ発生国へ旅行の自粛をお願いするとともに、やむを得ず旅行するものについての防疫体制の徹底について周知指導を実施する。（農林水産部）

—発生予防—

- 愛知県鳥インフルエンザ発生時防疫マニュアルに基づき、対応する。（農林水産部）
- 家きん飼養農家での発生予防対策として、人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理を徹底する。（農林水産部）
- 家きん飼養農家に、野鳥との接触を避けるよう周知徹底を行う。（農林水産部）
- 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難になった場合、農林水産大臣の指示を受け、家きん用のワクチン接種を実施する。（農林水産部）
- 防疫対策として必要となる資材（防疫服・マスク等）の備蓄に努める。（農林水産部）
- 学校で飼育されている鳥と野鳥との接触防止等の注意事項の徹底について、周知・指導を行う。（教育委員会、県民生活部）
国からの通知を受けて、農業高校へ通知する。
農業高校の防疫体制について確認する。（教育委員会）

- 万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう、関係機関と協力し、防疫演習を実施する。(農林水産部)

—県内発生の場合—

- 愛知県鳥インフルエンザ発生時防疫マニュアルに基づき防疫措置を実施し、感染拡大を防止する。(農林水産部)
- 愛知県鳥インフルエンザ発生時防疫マニュアルに基づき市町村や関係機関等へ必要な支援及び要請を行う。(農林水産部)
- 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難になった場合、農林水産大臣の指示を受け、家きん用のワクチン接種を実施する。(農林水産部)
- 処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要がある、県等による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合、自衛隊への支援要請を行う。(防災局)
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度に関連し、影響を受けた農家の経営再開等を支援するとともに県の融資制度による支援を行う。(農林水産部)
- 愛知県鳥インフルエンザ発生時防疫マニュアルに基づき発生農場との関連農場及び関連施設等の調査を行う。(農林水産部)
- 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生情報について国等へ報告する。(農林水産部)
- 防疫措置に伴い、防疫措置実施地域における必要に応じて周辺地域において警戒活動等を行う。(警察本部)

[輸入動物対策]

- 輸入された鳥が、国内において感染鳥であったことが判明した場合には、国が実施する追跡調査等に協力する。(健康福祉部)

医 療

[鳥インフルエンザの人への感染事例への対応]

- 感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者について、迅速かつ確実な診断が行われるよう必要な助言や、確定診断がされた場合には、陰圧病床の使用等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう医療機関に周知する。(健康福祉部)
- 検体採取後は速やかに衛生研究所又は国立感染症研究所に搬入又は送付し、必要な検査を行う。(健康福祉部)
- 国の要請を受けて、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)については、感染症法に基づき、入院等の措置を講ずるとともに、積極的疫学調査を実施する。(健康福祉部)